

議第94号

調停の成立について

次のように調停を成立させる。

平成23年5月16日提出

京都市長 門川大作

事 件 名	京都簡易裁判所平成23年（ノ）第50号損害賠償額確定調停事件
相 手 方	
利 害 関 係 人	
事 件 の 内 容	<p>本市が所有する山林（以下「本件土地」という。）ののり面が、多量の降雨により、幅約12メートルにわたり崩落し、本件土地に隣接する相手方の所有する家屋に土砂が流入したことにより、当該家屋が損傷した。</p> <p>そこで、本件事故による本市の損害賠償の額を定めるため、相手方と交渉してきたが、当事者間での話し合いでは合意に至らなかったため、本市が相手方に対して支払うべき損害賠償の額の確定を求める調停を申し立てたものである。</p> <p>なお、当事者間における後の紛争を防止するため、民事調停法の規定に基づき、相手方の配偶者であり、当該家屋の損傷に係る修理工事等の代金を支払った を利害関係人として本件調停手続に参加させた。</p>
	<ol style="list-style-type: none">1 本市は、相手方及び利害関係人（以下「相手方ら」という。）に対し、本件事故について、解決金として金1,113,500円の支払義務があることを認める。2 本市は、相手方らに対し、前項記載の金員を、本調停成立月の翌月末日限り、相手方らが別途指定する金融機関の口座に振

2 (議第94号)

調停の内容	<p>り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。</p> <p>3 本市と相手方らは、本調停条項に定めるほか本件事故に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>4 調停費用は、各自の負担とする。</p>
-------	--

提案理由

調停を成立させる必要があるので提案する。